

平成22年第4回千代田町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 日 11月30日(火曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時01分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○町長あいさつ	8
○閉会の宣告	8
閉 会 (午前 9時14分)	9

平成22年第4回千代田町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年11月24日

千代田町長 大谷直之

1. 期 日 平成22年11月30日

2. 場 所 千代田町議会議場

3. 付議事件

(1) 議案第50号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	襟	川	仁	志	君	2 番	高	橋	純	一	君
3 番	金	子	孝	之	君	4 番	川	田	延	明	君
5 番	福	田	正	司	君	6 番	小	林	正	明	君
7 番	柿	沼	英	己	君	8 番	細	田	芳	雄	君
9 番	黒	澤	兵	司	君	1 0 番	青	木	國	生	君
1 1 番	坂	本	金	光	君	1 2 番	富	岡	芳	男	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成22年第4回千代田町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成22年11月30日（火）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第50号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	襟川仁志君	2番	高橋純一君
3番	金子孝之君	4番	川田延明君
5番	福田正司君	6番	小林正明君
7番	柿沼英己君	8番	細田芳雄君
9番	黒澤兵司君	10番	青木國生君
11番	坂本金光君	12番	富岡芳男君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
教育長	荒井幸夫君
総務課長兼 企画財政課長	川島賢君
税務課長	加藤忠夫君
住民福祉課長	塩田稔君
環境保健課長	荒井和男君
経済課長	椎名信也君
建設水道課長	田島重廣君
会計管理者 兼会計課長	野村耕一郎君

教育委員会
教育委員会
事務局長

高橋充幸君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長

坂本道夫

書記

小林良子

書記

宗川正樹

開 会 (午前 9時01分)

○開会の宣告

○議長(富岡芳男君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第4回千代田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長(富岡芳男君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今臨時会に付議される案件は、町長提案の条例改正1件であります。

本日の出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(富岡芳男君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今臨時会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第118条の規定により、

8番 細 田 芳 雄 君

9番 黒 澤 兵 司 君

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(富岡芳男君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(富岡芳男君) ご異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(富岡芳男君) 日程第3、議案第50号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（富岡芳男君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第50号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、民間の厳しい経済情勢を反映した本年8月の人事院勧告を受けて、国家公務員の給与及び期末・勤勉手当の引き下げを行うための国家公務員給与法等改正案が、去る11月26日に臨時国会で成立したことに伴いまして、本町の職員給与等におきましても国家公務員に準じていることから同様の措置を講ずるべく、千代田町職員の給与に関する条例、千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、千代田町町長及び副町長の諸給与条例、千代田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部について一括して改正を行うものでございます。

また、職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、千代田町職員の育児休業等に関する条例及び千代田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきましても、条文の整理と読みかえ規定を追加する必要がありますので、あわせて改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 総務課長兼企画財政課長、川島賢君。

○総務課長兼企画財政課長（川島 賢君） おはようございます。それでは、議案第50号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

お手元の資料の新旧対照表によりご説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。初めに、千代田町職員の給与に関する条例改正の第1条関係でございますけれども、第17条、これは期末手当であります。それから、2ページの第18条、こちら勤勉手当でございます。これを合わせました12月期支給月数を、一般職員、課長職ともに0.2月分引き下げ、2.2月から2.0月に減額するものでございます。その結果、6月期を加算した総支給月数は4.15月から3.95月となります。また、本町では対象職員はおりませんが、再任用職員につきましても、支給月数で0.1月分の引き下げを行うものであります。

次に、2ページ下段から5ページにかけまして、附則第5項、これは55歳を超える職員に対する給与の支給に関する特例措置でありますけれども、これにつきましては55歳を超える課長職の給料、期末・勤勉手当について1.5%減額する制度が新たに追加されております。また、規則において管理職手当も1.5%の減額を行います。

6ページからの職員給料表につきましては、中高年齢層、おおむね40歳以上になりますが、これに限定しまして、平均で0.1%引き下げるものでございます。

12ページをお開き願いたいと思います。千代田町職員の給与に関する条例改正の、議案書でいうところの第2条関係でございますが、来年度からの6月期、12月期の期末・勤勉手当の支給割合を変更する改正を行うものでございます。なお、総支給月数につきましては3.95月で、今年度と変更ございません。

14ページをお開き願いたいと思います。千代田町職員の給与に関する条例改正の、議案書でいうところの第3条関係でございますが、附則第7条の規定により平成18年度に実施しました給与構造改革によって、現状の給料額が改革前の平成18年3月31日の金額を下回っている場合には、改革前の給料額を保障する、いわゆる現給保障額につきましても、今回新たに0.17%の減額を行うものでございます。

また、職員給料表が平成22年4月1日にさかのぼって引き下げられることに伴いまして、本案附則第2条の規定により4月1日において受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当の月額合計額に0.28%を乗じた額に4月から11月までの8カ月間を乗じて得た額と、平成22年6月期に支給された期末・勤勉手当の合計額に0.28%を乗じた額を12月期の期末・勤勉手当の中の期末手当から減額をしまして調整をするものでございます。

本案附則第3条では、平成22年4月1日前に55歳に達した職員の読みかえ規定と、附則第4条では規則への委任関係でございます。

また、15ページから17ページにかけまして、千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、千代田町町長及び副町長の諸給与条例、千代田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正につきましては、ボーナスの総支給月数が現状では一般職員同様となっていることから、平成22年12月期に支給する期末手当を2.2月から2.0月に改正し、職員と同様に0.2月分を引き下げるものでございます。

そして、第5条、第7条、第9条では、来年度からの6月期、12月期の支給割合を変更する改正を行うものでございます。

なお、職員と同様に総月数につきましては、今年度と変更ありません。

その他18ページから21ページでは、職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、千代田町職員の育児休業等に関する条例及び千代田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきましても、条文の整理と読みかえ規定を追加する必要が生じたので、あわせて改正するものでございます。

施行期日は交付の日からとし、平成22年12月1日から適用するものでございます。ただし、来年度の期末・勤勉手当の支給率改正に係る第2条、第5条、第7条、第9条の規定は、平成23年4月1日から適用するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第50号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（富岡芳男君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

以上で、今臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。

○町長あいさつ

○議長（富岡芳男君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 平成22年第4回議会臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、人事院勧告を受けての町職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして熱心にご審議を賜り、原案どおり議了いただき、誠にありがとうございました。

本来でありましたらば、少ない人数で頑張っている本町の職員には、努力に見合った給料・手当等を支給したいところではありますが、景気の低迷を受けての人事院勧告でございますので、勧告を真摯に受けとめ、今回の提案をさせていただいた次第であります。

今後の経済情勢や人事院勧告の内容によっては、給料・手当などを増額にする提案をさせていただくこともあろうかと思いますが、その際にはご理解・ご協力をお願いしたいと存じます。

早いもので、今年も残すところ約1カ月となりました。来月には第4回議会定例会を控えており、第五次総合計画の基本構想をご審議いただく予定であります。

朝夕めっきり冷え込んでまいりました。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、なお一層ご活躍をいただきますようご祈念申し上げます。閉会に当たってのお礼の言葉とさせていただきます。

○閉会の宣告

○議長（富岡芳男君） 以上をもちまして、平成22年第4回千代田町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時14分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成23年 月 日

千代田町議会議長 富 岡 芳 男

①署名議員 細 田 芳 雄

②署名議員 黒 澤 兵 司